

第13期第8回福岡県個人情報保護審議会（全体会）会議録

1 開催日時

平成29年11月16日（木） 午前10時00分から

2 開催場所

行政棟10階特9会議室

3 出席者（五十音順）

相本倫子 委員
江島玲子 委員
小林登 会長
佐々木久美子 委員
村上英明 委員
森咲子 委員
山元規靖 委員

4 審査事項

個人情報の収集の制限に関する規定の例外について（答申案）

5 会議の内容

【小林会長】

ただいまから第13期第8回福岡県個人情報保護審議会を開催いたします。
議事に入る前に、事務局から定足数について御報告をお願いいたします。

【事務局】

初めに、定足数について御報告申し上げます。

本日は、委員7名の方に御出席いただいております。福岡県個人情報保護条例第54条第2項に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

また、会議は全て公開となっておりますが、本日、傍聴者はいらっしゃいません。

次に、本日御審議いただく案件は「個人情報の収集の制限に関する規定の例外について」ですが、審議に入ります前に、第二部会（住基法・番号利用法部会）についての御連絡をさせていただきたいと思っております。

近日中に知事から諮問がある予定ですので、12月は第二部会を開催させていただく予定です。本日は全体会ということでお集まりいただいておりますが、冒頭に少しだけお時間いただきまして、当該諮問の概要について、第二部会の事務局である市町村支援課から、簡単に御説明させていただければと存じます。

【市町村支援課】

おはようございます。市町村支援課調整係長をしております清水と申します。どうぞよろしくお願いたします。お時間いただき申し訳ありません。手短かに御説明させていただきます。

第二部会は、住基法・番号利用法部会といたしまして、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の保護に関することを審議事項の一つとさせていただいております。御審議をお願いいたしますのは、福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供についてです。

本人確認情報を利用、提供できる事務は、住基法に定められた事務及び県の条例で定める事務に限られております。県の条例に定める事務を新たに追加する際には、本人確認情報の保護という観点から、行政機関独断での利用拡大にならないよう、審議会へお諮りし、御意見をお伺いした上で実施するという取扱いをしております。

今回、公安委員会が実施する道路交通法に基づく交通違反金の徴収事務等の事務について、住基ネットから本人確認情報を提供することについて、条例に定める事務として新たに追加させていただきたいと考えております。この御審議についてお願いしたいと考えております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局】

本日、お手元に、今期の委員の皆様の名簿をお配りしております。

第二部会の開催につきましては、関係される委員の皆様に対しまして、改めて市町村支援課から各委員の皆様にご日程調整をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【市町村支援課】

よろしくをお願いいたします。

【事務局】

以上で事務局からの報告を終わります。

【小林会長】

ありがとうございました。

それでは、お配りしております全体会の次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、この前から審議しております「個人情報の収集の制限に関する規定の例外について」です。

前は答申案について審議を行いまして、おおよその承認が得られましたので、パブリックコメントに付しております。本日はそのパブリックコメントの結果を踏まえて再度審議いたしまして、答申を決定したいと考えております。

まずは、事務局から、パブリックコメントの結果等の御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局の嶋添です。よろしくお願いいたします。

「個人情報の収集の制限に関する規定の例外について」、「資料2」のインデックスを貼った説明資料を基に御説明いたします。

「1 パブリックコメントの実施」ですが、先月10月19日の個人情報保護審議会にて決定されました答申案について、10月23日から11月5日までの2週間、パブリックコメントを行いました。県民から意見の提出はありませんでしたので御報告いたします。

次に、「2 答申案」で

すけれども、「資料1」のインデックスを貼った資料を御覧ください。

ホチキスで止めてある2種類の資料になりますけれども、まず一つ目の資料が、答申案のかがみになります。各実施機関宛の答申案を付けております。これにつきましては、前回お示した案と変更はございません。

「(1) 答申案の区分」ですけれども、答申案の別紙1と2になります。諮問の段階では、議論の都合上、3パターン——「A 既存の共通事務(別紙1)」、「B 新たな共通事務(別紙2)」、「C 新たな単独事務(別紙3)」と三つに分けておりましたが、答申案では、既存の共通事務と新しい共通事務というのが溶け込みますので、共通事務は全て別紙1、単独事務は別紙2に整理をいたしました。

「(2) 答申案の修正」ですが、この別紙1、別紙2の答申案ですけれども、前回、審議会で答申案の決定をしていただきましたが、事務局の方で再度確認を行いまして、全体のバランスなどを考慮して、文言、記述の修正を行いました。

修正につきましては、「資料3」のインデックスを貼ったA3の紙を御覧ください。前回10月の答申案と今回11月の答申案の比較表になります。修正を行いました番号だけを抜粋して、修正箇所の下線を引いております。それぞれ説明したいと思います。

1 ページ目の「4 非常勤職員任用事務」ですが、項目と内容と個人情報の収集を認める理由について、「非常勤嘱託員」であったり「非常勤職員」であったりと表現が混在しておりましたので、全て「非常勤職員」と修正しました。

「6 海外研修者等受入事務」ですが、送り仮名を修正しております。

2 ページの「7 職員の人事管理事務」ですけれども、職員の人事管理の事務だけを類型化した共通事務になりますので、10月の答申案ではこの部分を「人事管理関係事務」としておりましたが、「関係」を外して「人事管理事務」としまして、共通する内容のところを「職員の任用等」としておりましたところ、「任免、処分、配置等」と具体的に記載をしました。個人情報の収集を認める理由ですけれども、上から5行目の「刑事事件に関する手続等」部分は、条例の表現に合わせております。また、具体的に分かりやすい表現にするため、下から3行目、「人事管理の目的を達成するため」としていたところを「人事管理事務の目的を達成するため」と修正をしました。以下、11番、12番、15番、16番、22番、23番、24番も同じように修正しております。

次に、「8 職員の健康管理事務」ですけれども、個人情報の収集を認める理由について、下から3行目、「職員の」という言葉を追加で修正しております。

「10 職員駐車場使用関係事務」ですが、こちらは、項目の中で「承認」と「許可」という言葉が混在しておりましたので、項目を「使用関係事務」として、共通事務の内容と個人情報の収集を認める理由を「許可」から「承認」に修正しました。

「14 障がい等福祉関係事務」ですけれども、項目の部分を「自立・社会参加促進支援事務」と修正しました。この事務は、障がいがある方や、ひきこもりの方への支援を行っている共通事務ですけれども、ひきこもりは障がいではありませんので、障がいがある人も障がいがない人も含めて、「自立や社会参加の促進のための支援を行うに当たって、個人情報を収集する事務」と修正しました。併せて個人情報の収集を認める理由も修正しています。

3 ページを御覧ください。

「20 県営住宅関係事務」ですが、個人情報の収集を認める理由の、「障がいの状況」という「障がい」が抜けておりましたので、修正しております。

「21 補助金等交付事務」ですが、「関係事務」から「交付事務」へと修正しております。

5ページを御覧ください。

単独事務になりますが、「講師団講師あっせん事業」、「録音図書貸出業務」となっていたのですが、名称の統一感がありませんでしたので、全て「事務」と統一させていただきました。

6ページを御覧ください。

「13 疾病等対策関係事務」ですが、この共通事務に該当する事務の追加がありましたので、それを踏まえまして一部修正を行いました。追加された事務は、下の方に個々の事務の名称を記載しておりますが、一番下、太枠で囲んでおります保健医療介護総務課の医療情報等分析事務です。この事務は、効率的・効果的な医療・介護・保健施策を実施するために、後期高齢医療保険制度の被保険者——75歳以上の方になるのですけれども、その方たちの医療情報、レセプトデータを分析し、地域における現状や抱える課題を把握し、政策立案に用いるものです。⑥の病歴を収集します。

次に、「資料4」のインデックスを貼った資料を御覧ください。

答申の一覧表になります。これにつきましては、監査委員から「19 争訟等関係事務」が追加で諮問をされましたので、19について該当ありということで丸を追加しております。これが知事と知事以外の全ての実施機関に対する答申の一覧表になります。各実施機関に対しましては、この答申一覧表に丸がついている番号の共通事務、単独事務が記載された別紙1、別紙2の答申をすることになります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小林会長】

ありがとうございました。

結局、パブコメの方は全然意見がなかったということですね。そういうこともよくあるのでしょうか。

【事務局】

そうですね。同じ時期に別件の規則に関してパブコメを実施したのですが、特に意見は出されなかったもので、珍しいことではないと思います。

【小林会長】

わかりました。パブコメが何もなかったもので、あとは答申案については、ほぼ前回のおりということになって、若干の字句の補正や統一を図ったということでしょうか。

【事務局】

はい。

【小林会長】

何か御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

【全委員】

なし。

【小林会長】

これまで何度も審議してきました、パブコメでも新しい意見もなかったもので、本日御提案いただいた答申案のとおりということで、知事、それから知事以外の実施機関に対して本日付けで答申することにいたします。よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【小林会長】

それでは、この内容で各実施機関に答申することにいたします。これは、施行されるのが来年の1月1日からですね。ですから、1月1日から円滑に施行されるように、事務局の方で各実施機関に対して今回の答申内容についてしっかりお伝えいただくようお願いいたします。

それでは、この件につきましては、8月から4回にわたって審議してまいりましたが、無事に答申することができました。ありがとうございました。

次は、「その他」ということになりますけれども、何かございますか。

【事務局】

事務局から御連絡させていただきます。

まず、第7回分の会議録（案）を本日配付させていただいております。修正等がございましたら、御連絡をお願いいたします。また、第6回分の会議録につきまして、第一部会が終わりましたら、会長に御署名をお願いしたいと思っております。

次に、次回の審議会の日程でございますが、全体会につきましては、現在のところ審査案件がございませんので、12月は休会ということになります。1月以降につきましては、審査案件の有無を確認した上で、早目に御連絡を差し上げたいと思っております。

また、冒頭申し上げましたとおり、第二部会の開催が予定されております。こちらにつきましては、改めて市町村支援課の方から関係される委員の皆様へ御連絡させていただきますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

事務局からは以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。そうすると、全体会につきましては、スムーズに進みましたので、これで終了ということになります。

この後、引き続き、第一部会（審査請求部会）の方を開催いたしますので、第一部会の委員の皆様はここにお残りいただいて、第二部会の委員の皆様はこれで終了ということになります。本日はありがとうございました。